

# 仕 様 書

## 1. 業務名

「清流の国ぎふ」文化祭2024・清流の国ぎふ総文2024  
オリジナルポケットティッシュの調達

## 2. 業務内容

### (1) ポケットティッシュの仕様

#### ①ポケットティッシュ

- ・仕 様：8W
- ・数 量：40,000個

#### ②封入チラシ

- ・サイズ：縦109mm×横78mm程度
- ・印 刷：オフセット印刷
- ・刷 色：片面フルカラー
- ・用 紙：コート紙(110kg)
- ・数 量：40,000枚

- |                               |
|-------------------------------|
| A 両 文 化 祭 デ ザ イ ン：10,000個     |
| B 「清流の国ぎふ」文化祭2024デザイン：30,000個 |

### (2) 封入チラシデザインの作成、印刷

#### ①Aについて

- ・発注者より提供するデータを印刷すること。

#### ②Bについて

- ・発注者より別途提供するイメージ案をもとに、デザイン案を作成すること。
- ・提出されたデザインの校正は2回程度とする。(状況により、校正回数を増やすことがある。)
- ・デザイン案は、発注者の最終確認を経て決定稿とし印刷を行うこと。
- ・デザインデータ校了後、速やかにAI及びPDFデータを提出すること。

### (3) 納 品

- ・ポケットティッシュにチラシ1枚を封入の上、納品すること。

#### (4) その他

- ・著作権については、別紙「著作権等取扱特記事項」によること。
- ・業務の実施にあたっては、発注者と緊密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- ・請求書及び納品書の宛名は、『「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会 会長 古田 肇』とすること。
- ・その他必要事項については、発注者と協議すること。

### 3. 納入期限

令和6年3月29日（金）

### 4. 納入場所

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館1階倉庫

※事前に納品日時を発注者と必ず協議のうえ、納品すること。

### 5. 妨害又は不当介入に対する通報義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

### 6. 問い合わせ先

「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会事務局

(岐阜県庁18階 岐阜県文化祭推進事務局文化祭総務企画課内)

電話：058-272-1111（内線 3165） FAX：058-278-255

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 本件業務に係る成果物（以下「本件成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 本件業務に係る成果物（以下「本件成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 本件成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 本件成果物の作成のために受託者が提供した原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
  - 二 原画
  - 三 イラスト
- 3 前2項に関し、次のいずれかの者に本件成果物及び本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
  - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、本件成果物及び本件成果物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「本件成果物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、本件成果物等が著作物に該当する場合において、本件成果物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

- 第4 受託者は、発注者に対し、本件成果物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(本件成果物等の電子データが入った納入物の提供)

- 第5 受託者は、発注者に対し、本件成果物等の電子データが入った納入物（CD-RまたはDVD-R）を本件成果物の引渡し時に引き渡すものとする。
- 2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。
- 3 第1項の本件成果物等の電子データが入った納入物の所有権は、本件成果物の引渡し時に発注者に移転する。